

入札説明書

令和8年度秋田森林管理署の素材検知業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年4月27日
- 2 支出負担行為担当官等
分任支出負担行為担当官 秋田森林管理署長 松浦 安剛
秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3
- 3 事業概要
 - (1) 事業名 素材検知業務請負（岩見山国有林外）
 - (2) 作業場所 秋田県秋田市河辺岩見字岩見山国有林
275 林班ろ小班 外
 - (3) 作業内容 秋田スギ等の検知業務 20,700 m³
内訳は、別紙「検知業務請負作業内訳書」のとおり
 - (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和9年2月12日まで
 - (5) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- 4 競争参加資格要件等
本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者としします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 対象事業を実行することを目的として組織された団体、自社で素材生産した素材等を検知して販売している素材生産者（協同組合等を含む）、販売委託における問屋業者等であって、対象事業に2年以上の実績があり、かつ、対象事業に関する技術を持つと認められる者（以下「検知業務技術者」という。）を有する者とする。

- (3) 令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有し、競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。
- (4) 会社更正法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続した者を除く。）でないこと。
- (5) 平成 23 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績がある者とする。
なお、同種の事業とは、素材計測、計測検知、検尺とする。
- (6) 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用する技術者であるとともに、入札公告の事業又は同種の事業に 2 年以上の経験及び検知業務に関する技術を有することを証明できる者とする。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 以下に定める届出をしている事業者であること（届出の義務がない者は除く。）。
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条規定による届出
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。
(ア) 親会社と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、地方の会社の管財人を現に兼ねている場合
③ その他入札の適正が阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法若しくは森林組合法などに基づき設立された法人等であって、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

- (11) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4の(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(2)、(4)から(11)に掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4の(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があるとみなすものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時ににおいて4の(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

また、期限までに確認申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

確認申請書及び確認資料の提出は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、持参又は郵送とする。

- ① 受付期間：令和8年4月28日（火）から令和8年5月15日（金）までとする。なお、承諾を得て紙入札による場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）とし、郵送の場合は令和8年5月15日（金）午後5時00分までに必着とする。

- ② 受付場所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話 018-882-2311

(2) 確認申請書は別紙様式1により、確認資料は別紙様式2～別紙様式3により、記入例に基づき作成し、(1)に基づき提出すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

ただし、①別紙様式2の事業の実績②別紙様式3の配置予定技術者の事業の経験については、事業が完了し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 同種事業の実績

4の(5)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績を別紙様式2に記載すること。

② 配置予定技術者の事業の経験

4の(6)に掲げる経験があることを判断できる技術者の会社名、事業の経験等を別紙様式3に記載すること。なお、技術者として、年間少なくとも1回以上従事し、且つ通算で2年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。従事期間は連続して2年である必要はないものとする。

③ 契約書の写し

①の事業の実績及び②の配置予定技術者の同種事業の経験については、配置予定技術者が作業を行った事業に係る契約書等の写しを提出すること。

なお、契約書等により事業の実績が確認できない場合は、契約書の他に当該事業の内容(事業の実績及び技術者の経験)が証明できる書類を添付すること。必要な書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和8年5月22日(金)までに通知する。参加資格を「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された資料等は、返却しない。

- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合はこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

- ① 提出期限：令和8年5月28日（火）午後5時00分

- ③ 提出場所：上記5の（1）の②に同じ。

- ④ 提出方法：持参による提出又は郵送による。

（郵便による場合は提出期限内必着とする。）

- (2) 分任支出負担行為担当官が説明を求められたときは、令和8年6月5日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合には、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ① 受領期間：令和8年4月28日（火）から令和8年6月3日（水）まで。持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。
なお、郵送の場合は令和8年6月3日（水）午後5時00分までに必着する。

- ② 提出場所：上記5の（1）の②に同じ。

- ③ 提出方法：持参又は郵送による。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

- ① 閲覧期間：令和8年4月28日（火）から令和8年6月5日（金）までの休日等を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

- ② 閲覧場所：5の（1）の②に同じ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、別紙により発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

- (1) 電子調達により参加する場合

令和8年6月3日（水）午前9時00分から

令和8年6月8日（月）午前8時45分

(2) 紙入札により入札する場合

令和8年6月8日(月)午前8時45分から午前9時00分まで。

なお、郵送による入札の場合は、令和8年6月5日(金)午後4時00分までに必着とする。入札書の日付は令和8年6月8日とする。

(3) 開札は、令和8年6月8日(月)午前9時00分に秋田森林管理署入札室にて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

なお、入札執行回数は原則2回とし、最高でも3回を限度とする。

(6) 競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参又は郵送すること。

9 紙による入札方法等

(1) 入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、持参又は郵送により提出すること。電送による提出は認めない。

郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便に限ることとし、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書を、その外封筒には分任支出負担行為担当官より競争参加資格があることが確認された旨の競争参加資格確認通知書の写しを入れ提出すること。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 素材検知業務請負の積算内訳書の提出

① 素材検知業務請負の積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）の提出は、電子調達システムにより提出することとする。

② 紙入札により入札する場合の素材検知業務請負の積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）の提出は（1）で示した入札書と同様の扱いとし、入札締め切り前に積算内訳書を紙により封緘された入札書とともに分任支出負担行為担当官へ提出すること。

なお、郵送による場合は、8の（2）の郵送期限までに必着とする。

③ 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

④ 提出された積算内訳書は返却しない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除。

(2) 契約保証金：免除（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする。）。

11 開札

開札は、紙入札による入札者がいた場合は競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせ開札を行う。

12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

13 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札

価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は 14 に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 調査基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業等の事業期間の延期は行わない。

（１） 提出を求める資料等

- ① その価格により入札した理由
- ② 積算内訳書
- ③ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳
- ④ 契約対象事業等付近における手持ち事業等の状況
- ⑤ 配置予定技術者名簿
- ⑥ 契約対象事業等に関連する手持ち事業の状況
- ⑦ 契約対象事業等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
- ⑧ 手持ち資材等の状況
- ⑨ 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- ⑩ 手持ち機械の状況
- ⑪ 労務者等の確保計画
- ⑫ 事業別労務者等配置計画
- ⑬ 月別就労予定表
- ⑭ 過去に施工した事業等名及び発注者
- ⑮ 過去に受けた低入札価格調査対象事業等
- ⑯ 安全管理に関する資料
- ⑰ 財務諸表及び賃金台帳
- ⑱ 誓約書
- ⑲ その他、分任支出負担行為担当官が必要と認める資料

- （２） 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- （３） 分任支出負担行為担当官が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日等を除く。）とし、提出期限

後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- ① 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠
- ② 手持資材に関する数量、保管状況写真
- ③ 販売店等の作成した見積書等
- ④ 手持機械の状況の写真
- ⑤ 労務を供給する事業者の承諾書
- ⑥ 賃金台帳等
- ⑦ 過去3ヵ年の財務諸表
- ⑧ 資料提出時における社員すべての名簿

(4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該事業の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査運用マニュアル」（平成21年4月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

15 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

16 支払条件

- ① 前金払 無（契約保証金を納める場合前払金を認めるものとする。）
- ② 中間前金払及び部分払 部分払いのみ 有

17 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)の②に同じ。

18 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 確認申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、5の(1)の資料に記載した配置予定技術者を当該事業に配置すること。

- (4) 検知業務請負者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- (5) 落札者は契約後、事業開始時までには検知業務従事者届を分任支出負担行為担当官へ提出すること。
- (6) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (7) 詳細は入札説明書及び入札心得による。
本公告に係る事業請負契約における契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得は、こちらからダウンロードして下さい。

ホーム > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

- (8) 各種提出様式について

本公告に係る提出様式は、東北森林管理局ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ作成し提出すること。

ホーム > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル > 素材検知業務請負様式類(様式1～3ほか)

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>)

別紙

検知業務請負作業内訳書

単位:m³

物件番号	材種	作業工程	予定数量	備考
1号	素材	(1)の業務	4,285	
		(2)の業務	3,531	
		(5)の業務	12,884	
		計	20,700	

検知業務請負(作業内容)

- (1)の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状(概算引渡物件明細書)を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の業務 低質材及び低評価一般材の層積検知(縦、横、高さを測る)を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。